

# 告示

## 埼玉県告示第千二百三十八号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成二十九年十二月一日から施行する。

平成二十九年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
利根川水系	大場川	船舶